

平成20年第4回東大和市議会定例会会議録第32号

平成20年12月16日(火曜日)

出席議員 (22名)

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 吉野孝君 | 2番 | 西川洋一君 |
| 3番 | 尾崎利一君 | 4番 | 粕谷久美子君 |
| 5番 | 長瀬りつ君 | 6番 | 中村庄一郎君 |
| 7番 | 粕谷洋右君 | 8番 | 森田憲二君 |
| 9番 | 関野杜成君 | 10番 | 小林知久君 |
| 11番 | 押本修君 | 12番 | 蜂須賀千雅君 |
| 13番 | 関田貢君 | 14番 | 石川庄太郎君 |
| 15番 | 関田正民君 | 16番 | 尾崎信夫君 |
| 17番 | 佐村明美君 | 18番 | 中間建二君 |
| 19番 | 御殿谷一彦君 | 20番 | 下条学君 |
| 21番 | 大后治雄君 | 22番 | 二宮由子君 |

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (4名)

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 事務局長 | 石川和男君 | 事務局次長 | 西永宣昭君 |
| 議事係長 | 小島裕治君 | 主事 | 新井利恵君 |

出席説明員 (13名)

| | | | |
|--------|--------|---------|--------|
| 市長 | 尾又正則君 | 副市長 | 小飯塚謙一君 |
| 教育長 | 佐久間栄昭君 | 企画財政部長 | 浅見敏一君 |
| 総務部長 | 氏井博君 | 市民部長 | 北田和雄君 |
| 市民部参事 | 植野英夫君 | 子ども生活部長 | 木内和郎君 |
| 福祉部長 | 榎本豊君 | 建設環境部長 | 並木俊則君 |
| 学校教育部長 | 阿部晴彦君 | 社会教育部長 | 窪田きく江君 |
| 企画課長 | 鈴木尚君 | | |

議事日程

〔総務委員会審査報告 日程第1～日程第3〕

第1 20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情

- 第 2 20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情
- 第 3 20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情
〔厚生文教委員会審査報告 日程第4～日程第6〕
- 第 4 第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第7～日程第12〕
- 第 7 第84号議案 市道路線の廃止について
- 第 8 第85号議案 市道路線の一部廃止について
- 第 9 第86号議案 市道路線の廃止について
- 第10 20第17号陳情 大和通り（青梅街道）の大雨、集中豪雨のたびの道路冠水及び家屋浸水の防止と、
排水対策の推進に関する陳情
- 第11 20第19号陳情 不況から地元中小業者の窮状の打開へ向けた緊急の取組みを求める陳情
- 第12 20第20号陳情 市議会が採択した陳情の内容について市当局は真摯に受け止め、責任ある対応を
することを求める陳情
- 第13 議第12号議案 医師不足対策に関する意見書
- 第14 議第13号議案 国民健康保険制度の安定的な運営を求める決議
- 第15 議第14号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第16 議第15号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則
- 第17 議員派遣について
- 議事日程第7号追加の1 市財政の状況に関する調査特別委員会設置の件

本日の会議に付した事件

議事日程第1から議事日程第7号追加の1まで

午前 9時31分 開議

○議長（佐村明美君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情

日程第2 20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情

日程第3 20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第1 20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情、日程第2 20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、日程第3 20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、以上陳情3件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、総務委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔総務委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○15番（関田正民君） おはようございます。ただいま議題に供されました20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情につきまして、総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は平成20年9月10日と10月20日に開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

質疑は次のとおりです。

離婚後における面会交流はどのように決められているのか、陳情の内容では調停を経て裁判所で面会交流についての取り決めを行ったとしても強制力がないためというふうにありますけど、実際にはどのように決められているのかの問いに、面会交流という言葉、この陳情で初めて知ったわけですが、民法第766条の1項という中で、「父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議でこれを定める。」とされています。同じく819条では、「父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない。」ということで、いわゆる単独親権主義になっています。こうした中で面会交流、民法上ではどうも面接交渉と言うらしいんですが、その具体的な内容及び方法におきましては、基本的には父母が話し合っただけで決めるということになります。ただ話し合いがまとまらない場合につきましては、裁判所に調停の申し立てを行い、この面会交流に関する取り決めを求めるということです。確かに強制力はないようですが、基本的には裁判所の調停に基づいて離婚後の面会交流が定められるとの答弁がありました。

市民相談活動をやっており、こうした事例が出されるんです。調停では会わせることになっているんですけど、子供を連れていった側がなかなか会わせない。その家の周辺に行く——会いたい、そうするとストーカー行為になる。そういう状況があるんです。もう一方で子供を連れて片親が逃げるという場合もあるんです。それは虐待だとか、そういう事情があつて裁判所も調停した場合、そういう場合は会わせないということも決められるわけですが、こういう事態をどう考えたらいいのか。親子の縁はそうは切れない、会いたいという気持ちは本当に私も思うんです。ただ子供にとってどうしたほうが一番いいのかという立場で、この問題はやっぱり考えなければいけないということも含めた法的整備というものがあつていいんじゃないかと思います。仕組みはあつても強制力はないということだからなかなか難しいんですけど、その辺の実務が現実になつていっているのか、事例を使って具体的にどうなつていっているのかということを教えていただければ。それから、陳情要旨に面会交流への公的支援体制を整えてくださいというものもある。市としてはこの支援体制をどのようにできる

のかの問いに、面会交流の制度ということですが、例えば離婚協議の中に公正証書で面会交流については条件を定めることができるということで、また公正証書にしますと、強制力まではありませんがかなり確率は高まってくるかと思えます。そういった中で市ではいろいろな相談業務を行っており、その中で法律相談と、あと子ども生活部では母子・婦人相談を実施しています。法律相談につきましては、弁護士の先生と相談者が相対で行います。さまざまな相談がありますが、具体的な相談内容というのは本人のプライバシーの問題もあり把握していません。また子ども生活部では母子・婦人相談ですが、これまで面会交流に関する相談はありません。それから市が公的支援をどのように進めていくかということですが、これにつきましては相談業務、そういったものをより充実していき本人の相談に親身になって対応する、それが公的支援かと思っていますとの答弁があり、かなり深い議論の内容があると思えますので、委員会の資料として資料を取り寄せてくださいとの問いに、可能ですとの答弁があり、継続審査の動議が提出され継続審査となりました。

また10月20日の審査、質疑は次のとおりです。

市側のほうでお答えできる範囲でお願いしたいんですが、当市の市政運営の中でさまざまな市民からの相談事項もあるかと思うんですが、陳情者が言っているような形の中で、離婚に伴う中で親子の交流が断絶した事例についての相談、また支援等の体制が現在東大和市ではどうなっているのか説明いただければとの問いに、市では法律相談を行っています。弁護士と相談者と相対で行いますので把握していませんとの答弁があり、確かに個別の事情を勘案しなければいけないことは当然だと思いますが、陳情要旨、理由の中で、制度化ということで罰則を伴った強制力を持ったものということになっている。調停を経て裁判所が面会交流の取り組みを行ったとしても強制力がないということで、これに対して罰則を伴った面会ということを行っているんだと思うんですが、裁判所の扱う事例の中で調停を行い一定の判断が出た、それでも会えない、会わせないケースというのは相当数あるかとの問いに、古いデータですが、2003年の司法統計年報によると面接交渉に関する事件、あるいは子の監護に関する処分事件の17.4%が面接交渉に関するものだということです。また面接交渉が認められた事件は約半数、52%と統計では出ていますとの答弁がありました。

また子供に会えない気持ち、会いたいという親の気持ちと会わせたくないという親と、両方の関係者を知っていますが、一方に偏った判断をしてはいけなくと思います。会わせるか会わせないかということで、双方の親の利害関係が違いますので、判断については調停また最終的には裁判所の審判で会わせるようにと定まった場合でも現実に会えない事実もある。法はどの程度の力を持っているのかとの問いに、裁判長が会うように命令ができます。また面接交渉権とまではいきませんが、面接交渉は認められているという見解をとっているとの答弁がありました。

現実に会えない人がいるんです。それをどうしても会わせてくださいというのが、この陳情の趣旨だと私は思うんです。裁判所に強制力があると言うけれど現実には難しい。これを何とか解決してほしいというのが陳情者の願いだと私は理解するんです。一方で何が何でも罰則をもって会わせろということは、今度は逆の立場の人、これも裁判所において会わせないということも認められているこの問題については、非常に大変だと思うんですが、行政としては法としてはどういう態度をとれるのかを聞きたいんです。また、ここでは公的支援の問題も含めて書いてあるわけなんですけど明確に答えは出せませんかとの問いに、いわゆる行政の守備範囲を大きく超えている問題であって、市としてもこうすべきだという結論は出ませんとの答弁がありました。

6年前に民主党で議員立法を提出しており、内容については離婚時の養育費や面会等の取り決めを推奨するものであって、罰則は設けずに強制にわたるものではないというものであり、陳情は罰則の伴った面会交流の

法制化を要求するものであり、なお検討すべき課題があると考えております。またわかる範囲でいいんですけど、子どもの権利条約はあくまで子供の権利をうたったものであり、離婚後の親御さんの権利をうたった何かそういった条約は存在しているんでしょうかとの問いに、児童の権利に関する条約第9条の第3項では、「締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。」ということで、これを読みますと児童の権利であるとともに、父母の権利であるのかとも考えられると思いますとの答弁がありました。

またこの陳情者の趣旨は理解でき、制度化なり法制化、また親子の交流を保障するための行政の支援等が必要であること、また罰則の伴った面会交流というところに対しては、どうしても現状の日本の社会情勢、また実際に起こっている親子の問題、夫婦の問題、さまざまな事例を勘案したときに、直ちに罰則を伴った面会交流ということが、議会として賛同できるかという私は非常に難しいと考えます。しかし面会交流の制度化、法制化ということについては十分賛同できるが、罰則の伴った制度ということについてはどうしても異論があるが、そういう意味では趣旨採択とし、採決されたいとの動議が提出されました。

質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択として採決することに異議ありませんかの問いに、「異議あり」があり、私は趣旨採択にも異議ありなんです。要旨については、特にこの陳情の中心的な要旨は罰則の伴った面会交流の制度化なんです。これまでも私どもの議会で陳情について趣旨採択という例は多々あるけど、今回の場合には罰則の伴った面会交流が中心になっていますので、今の現状から見てもそぐわないとは思っています。逆の立場の人たちも現にいるわけで、それにも罰則をかけて面会をさせるとするのは、私はいかがなものかと思しますので、動議は異議ありです。

質疑を終了し、討論を終了に「異議あり」があり、離婚後の親子の面会につきましては6年前に党で議員立法を提出しており、内容は離婚時の養育費、面会等の取り決めを推奨するものであり、しかしながらこれには罰則は設けず強制に当たるものではありません。本陳情後段の罰則の伴った法整備に関しましては、対象とする事案が複雑多岐にわたるものに関し、安易に罰則を設けるべきではないという立場から、本陳情には反対するという立場でございます。

討論を終了し、異議ありですので起立採決になりました。起立なし、よって20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情を不採択と決しました。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

ただいま議題に供されました20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、以上2件の陳情につきまして総務委員会の審査経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は平成20年12月12日に開催し、説明員に副市长ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

質疑は次のとおりです。

20年3月議会と6月議会のときに同じような市民に説明会を開いてくれという陳情があり、趣旨採択に二つともなったと思う。それ以後そういう陳情が上がったわけですから、当然市民に対してもっと市の財政状況を説明しなくてはならないとの問いに、3月、6月と経過いたしました。市民の方々への説明の機会ということを検討していました。説明する際に市の財政状況の分析を十分にし、市報、ホームページで公表させていただいております。期間としますと少し時間がかかってしまったわけですとの答弁があり、今回こうして国民健康保険の審議をするに当たり陳情が2本上がっている。当然市側からの説明が不足であるということに基づいて、

もっと説明してほしいという趣旨から上がってきていると思うんです。市が積極的に出向いて市民説明を行えば、こういった陳情は上がってこないんじゃないかと思うんです。我々議員は当然市民が一番近い位置で活動しているので、個々に一生懸命市民の皆さんに市政報告をしているわけで、けれど結局市の側からのこういった形で説明不足だ、それから市長がさまざまところで黒字だということで発言していることから、どうしても情報の乖離がある中、市民の中でどうしても不安で理解できない部分があると思うんです。東大和市は多摩湖町を除けば16町しかないので、1日1回かけたって16日しかかからないので、市長が出向いて説明することを副市長のほうからきちんと市長に伝えてください。またこういった陳情がひっきりなしに上がってくると思うので、積極的な姿勢を見せなければ、私は部長さんたちは一生懸命やっているとと思うんです。副市長のほうから市長に対してどういうふうに働きかけるおつもりであるのかの問いに、出前講座という形で説明等をしてきたわけで、要望があった場合について説明をすると、そんなふうな形であったわけで、今後につきましては率先して財政運営についても私どもから出て説明をしたい、そんなふうにいるとの答弁があり、陳情理由の中に東大和市の財政は骨太であり、財政調整基金がなくとも何も問題はないという説明があったと書いてありますが、これは誤解ですかの問いに、そのときの説明で予算編成、また市の財政運営を順調にということ、そのような観点で予算編成の必要な点、また財政上気をつけなければならない点、日ごろから考えていることをお話しさせていただいておりますが、財調を活用しなくても予算編成ができるよう、そのような趣旨の言葉を発言させていただいた記憶があります。とても経常収支比率やその他の数値を見ましても、現在が骨太で何の心配もないというように多くの市民の方々の前で胸を張って言えるような状況ではないというふうに思っております。現在としては骨太と言うには少し体力をつけ、また中身を精査しないといけないというふうに考えておりますとの答弁があり、東大和市の財政は黒字であると市長があっちこちで言っている。市の財政は心配ないと言って歩いている。そういうことは議会でも常に問題になっているわけで、今度の元気な東大和再生プランでも市の財政状況がどうかということは客観的な数字で出ているわけで、それを見れば大変厳しいということが市の計画として出されているわけで、これまで市長がそういったふうに誤解を与えてきたということと内容が違うわけです。少なくとも何かあればこの言葉が出てくるわけです。市長に一定の時期、陳謝しますとか、そういう明確な場所が1回なければいけないんじゃないかと。済みません、実はこうなんです。再生プランの言っているとおりですというようなときがなければ毎回出てきますよ、この言葉は。それからこの陳情は陳情趣旨のところ、なぜ黒字なのに値上げするのか議会として調査して市民に財政状況を公表してくださいとあるわけで、何で黒字なのに議会として調査しというか、これは昨日の厚生文教委員会で値上げ案について否決をしたわけです。これが全会一致かどうかというと、そうではないわけで、退席した人が2人いましたので、議会としてはこの問題をどうするかということは多数決では結論は出ますが、議会として一致した判断ということとはまた違うんです。なぜ黒字なのに値上げするのかということに対しては判断が出された。また市財政の状況について市民に公表してください、議会としてということになるんですが、議会として調査してもこの結果をどう判断するか、なぜこんなに厳しい状況になったのか、その判断についてはそれぞれ議員によって違いが出てくるわけで、議会が一致して市財政は数字の上ではこうですと数字を示し出して市民の皆さんに判断していただく。そういうことはできますが、じゃあなぜそうなったのか、なぜどうなったのかということについてはそれぞれの議員が個々の考えで説明するということになると思うんです。この陳情については大変難しい、公表についてはいろいろどうするかを考えなければならないなと私は思っています。また市長のこれまでの言動を、あるところできちんと明確に市民にわかるようにしておくという必要があるという点で

の答弁をお願いします。市長の言った言葉の関係でございますが、今回の総務委員会の中でそういう意見があったということは、市長に伝えたいと思っておりますとの答弁があり、質疑を終了して御異議ございませんかと、質疑を終了し、討論を行いました。

20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情及び20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、以上2件につきまして賛成の立場で討論を行います。両陳情とも市民の立場からしますと、さまざまな市側の答弁や、納得がいかないということで議会でぜひともということになっております。ただこれまでの昨日の委員会審査でありますとか、3月に否決されました国民健康保険特別会計の内容の審議でありますとか、さまざまな審議を通じてほぼこの願意は達成されているものと考えます。しかしながら議会として、個々の議員にゆだねられているということでもありますので、できる限り願意を達成する方向で考えてほしいということ。その願意を我々は尊重すべきであると考え、よって両陳情に賛成するものであります。

今回の20第21号陳情、20第22号陳情に対して反対の立場で討論させていただきます。いろいろと討論内容がありましたが、昨日の厚生文教委員会、昨年度の予算等、議会でも各議員ごとの判断ということで、議会として調査、議会として市民に公表してくださいというところを考えますと、やはり各個人の見解というものはあると考えます。議会として一致した意見を出すというのは難しいと判断しております。もちろんそれなりの説明はしなければいけないというところから、議会としての説明というのは各個人の議員にゆだねられるものなのかということを考えて、反対討論とさせていただきます。

私はこの二つの陳情につきまして採択に賛成をしたいと思えます。議会として市財政の状況について調査できます。調査の結果は今推測はできるわけですが、調査結果は出てくる。それをどう判断するかについては、今委員が言いましたように議会として一致した見解は出せないわけです。その方法は何らか考えていこうということではできるんじゃないかと思えますので、この陳情につきましては賛成をしたいと思えます。

討論を終了し、起立採決により20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、起立少数、不採択と決しました。また20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、本件は先ほど不採択と決しました20第21号陳情と趣旨が同じでありますので、よって本件はみなし不採択と決します。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔総務委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 討論を行います。

〔4番 粕谷久美子君 登壇〕

○4番（粕谷久美子君） 4番、粕谷久美子。20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情に反対の立場で討論します。

子供の最善の利益が尊重され、親の離婚事情とは別に、子供が双方の親に会い、豊かな交流を続けられるよ

う、そのための公的支援制度とさまざまな支援体制を整備していくことは必要である。議会としても働きかけを行うべきである。しかし今回の陳情においては、罰則を伴った内容であるが、相手を罰することは子供を間接的にも傷つけるものであり、子供の権利をかんがみるとき、この点において本陳情に反対するものである。以上です。

[4 番 粕谷久美子君 降壇]

[22番 二宮由子君 登壇]

○22番(二宮由子君) 議席番号22番、二宮由子です。民主党を代表して20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情に反対の立場で、20第21号陳情及び同22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

まず、20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情についてです。

法的な不備により裁判所における運用や地方自治体におけるサポートが非常におろそかになっている現状があると考え、公的支援体制を整えてもらいたいという陳情要旨には大いに賛同いたします。さきの委員会審査の中で私ども民主党の委員が申し上げたように、離婚後の親子の面会については6年前に我が党も国会において議員立法を提出しており、その内容は離婚時の養育費や面会などの取り決めを推奨するものであります。しかしながらこれらに罰則を設けておらず、強制にわたるものではありません。本陳情後段の罰則の伴った法整備に関しましては、対象とする事案が複雑多岐にわたるものに対し安易に罰則を設けるべきではないという立場から、非常に残念ではありますが本陳情に反対するものです。

次に、20第21号陳情及び同22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情についてです。

本年3月来の国民健康保険税の問題に関し、本市議会では本会議や委員会審査において真剣に議論を重ね、3月には税率の改定及びそれに連なる特別会計を否決、今定例会においても委員会審査において国民健康保険税条例改正案が否決され、本会議の内容とあわせて市財政が数字上は黒字決算にはあるけれども、財政は危機的状況にあるとの市民に非常にわかりづらい内容であることや、一般会計や特別会計の諸問題が数々明らかになり、客観的に見れば陳情者の願意はおおむね達成されたものと考えます。

ところで、一義的に市民の市財政の説明をしなければならないのは、当然市長を初めとした市当局であります。しかしながら現実的にはそれが全うされないがために市民の不満がうっせきし、本両陳情に市民の思いが託されているのであります。法的に申し上げれば、民事裁判であれば客観的に訴えの利益がなくなったとき原告の訴えは却下される仕組みであります。議会は裁判所ではございません。本件の場合、市民が財政の説明の不足を訴え、その市民の代表として議席を得ている以上、議会は主観的な願意の達成の手助けをする方向に動くべきであると考えます。

以上、20第21号陳情及び同22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情に対する賛成討論といたします。

[22番 二宮由子君 降壇]

[4 番 粕谷久美子君 登壇]

○4番(粕谷久美子君) 追加で討論させていただきます。

4番、粕谷久美子。20第21号陳情及び20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情について、賛成の立場で討論を行います。

本陳情は、市長の議会での答弁や出前講座で、東大和市の財政は黒字であるという単純な説明を続け、一方

で市財政の逼迫により医療費に対する財源不足をすべて補てんすることが困難だと言ったり、一体何が本当なのかを知りたいという市民の素朴な疑問であると考えます。市は改定前提となる財政の逼迫を市民に十分説明すべきであり、十分な情報を伝えていない状況でどうやって市民の理解を得ようと考えているのか理解に苦しみます。また理解を得ようとするならば、市報にも財源不足を明記すべきです。陳情にもあるように750万円の黒字という書き方では誤解を招き、真実を伝え切れていません。

市の説明を果たさない状況を、議会はしようがないと思っているだけでよいのでしょうか。議会は予算、決算の審議をしています。しかし市民が納得できる説明を市側がしないのならば、議会は調査権をもって情報を市民に公表し意見交換をすべきと考えます。それには議会として一致した見解を出す必要はなく、議会が知り得た情報をもとに市民が考えられる材料にしてもらうことが大切です。議会が調査権を行使することなく、みずからの役割を否定するものであれば、今後多くの市民が行政はもとより議会に対しても厳しい目を向けるものと危惧します。

私は自戒を込めて議員と議会の役割をきちんと果たす努力をすべきと考え、本陳情に賛成するものです。

以上です。

〔4 番 粕谷久美子君 降壇〕

〔5 番 長瀬りつ君 登壇〕

○5番（長瀬りつ君） 5番、長瀬りつです。20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情、20第21号陳情及び20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情については、今回のこの陳情により単独親権をとっている日本は先進国の中では唯一であり、また毎年16万人の親が離婚し、親と生き別れになっている子供がいるという現状もわかりました。両親がさまざまな原因により婚姻関係を解消しても、親子の関係が解消されるわけではなく、子供の側から見た子供にとっての最善の利益を考えると、足りないものがあるならば整備し、そのことによりリスクが生まれるならば制限の基準をきちんと整備すればよいと考えます。国の法や制度が不備であるならば、国を動かすべく市議会が意見書を上げるということは意味深いものがあります。離婚後の親子の面接交渉の機会が保障される法律ができ、離婚理由によっては面接交渉制限の基準を設け、また子供自身の意見を丁寧に聞き取り、子供の権利、意思を尊重、確保するシステムを入れて法整備がされることが必要と考え、この陳情は採択すべきであると考えます。

20第21号陳情及び20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情については、どちらもその趣旨は一般会計は黒字だとさんざんこれまで市長は言ってきたのに、なぜ国民健康保険税を値上げしなければならないのか、議会が調査をし東大和市の財政状況について市民に説明してほしいというものです。地方公共団体の議会は、憲法上の必置機関として位置づけられ、選挙によって選出された代表者を通じて住民が地方政治に参加し、民主主義を実現する場であると認識しております。地方自治の中核をなす議会にはさまざまな権限が定められており、長及びその他の執行機関の適法かつ適切な活動を確保するために、検閲、検査及び監査や調査は議会が監視、批判していくために与えられているものです。その当たり前のことを、委員会での反対討論では議会として一致した意見を出すのは難しいのでこの陳情に反対だと言われました。また既に願意は達成されているというような意見もありましたが、市長がこれまでの誤った認識を改め、誠実に市の財政状況について説明をするのはまだこれからです。実行に移されて初めて評価できるかどうかを考えるのです。議会が持つ権

限、権能をみずから否定することは議会の存在そのものにかかわってきます。よって、この二つの陳情は採択すべきと考えます。

以上です。

[5 番 長瀬りつ君 降壇]

[2 番 西川洋一君 登壇]

○2番(西川洋一君) 日本共産党の西川洋一です。20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情に不採択の立場で討論します。そして20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情及び20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情を採択との立場で討論を行います。

離婚後の親子の面会交流を求めるこの陳情では、その気持ちは十分わかります。しかし私の経験では、私のところにも両方の関係者から声を聞いております。片方は裁判所で会わせるべきだと言うのになかなか会わせてもらえないという立場の人と、それからもう一つは暴力その他のいろいろな事情があって、逃げて逃げて逃げまくっているにもかかわらず何らかの方法で捜し出してまた会いに来るということで、子供の育成上も非常に問題がある。双方からきます。そして私は弁護士さんにも聞いたんですけども、裁判所でこれは会わせるべきだと言って会わせない場合には、会わせない親に対しては罰金等、そういう制裁はあるという話でした。

現実の今の制度のもとで親子、そしてまた子供の今後の将来にとってどういう方法が最善であるべきか、そういう仕組みはそれなりに私はできていると思います。それを強制力をもって、何が何でも強制力をもって会わせるということは、事情があって会ってはならない、そういう子にとっては大変なことになるというふうに私は考えております。そうした意味合いから、この陳情は不採択とすべきと考えます。理由は、強制力をもって会わせるという項目があるからです。

もう一つの国民健康保険税の税率改定に関する陳情につきましては、最初にありますが市長が常日ごろ東大和市の財政は黒字であるという説明をしているところから出発しております。私は議員として、市長がそう言うからといって市財政がどうなっているかというのは独自の判断をすることができます。ですから市長がそう言ったからといって、市財政が何もなくて大丈夫だというふうには判断しておりません。しかし多くの市民の方々からこういう声が出ているということについては、市長の説明あるいは市側の説明にそれなりの不備がある。しかも今度市が出しました元気な東大和再生プランによりますと、市財政は客観的に大変だという数字を示しておりますので、市長がこれまでこのように説明してきたことと全く矛盾するわけですから、これは市長が一定の場できちんと市民の皆さんに向かって、「自分は間違っていた」そういう説明があれば——それは正しくなかったということを陳謝するなりきちんと態度表明をする、そういう場は必要だと思います。そういう場はぜひ設けていただきたいと思います。

さてこの陳情の趣旨は、議会が調査をし市民に説明してくださいというものです。議会としては、市財政がどうであるか調査することができます。これは市が出しております年々の決算カードその他、数字上の分析を行うことはできます。しかしこの市財政がなぜ困難に陥っているか、あるいは今後どうすればいいか、こういうことについてはそれぞれの議員は見解を持っております。議会として一致した説明はできませんが、それなりの方法で説明する場所をつくることができると思います。一定の場で全議員が、あるいは会派の代表がそれぞれの見解を述べるなり、そういう場で市民の皆さんに説明する、そういうこともできると思いますので、この陳情については議会としては実行可能ですので、ぜひそういう調査をし、説明の場をつくるということで願意を実現したいと、そういうふうに思いますので、この陳情については採択というふうに態度を表明いたしま

す。

[2 番 西川洋一君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

20第15号陳情 離婚後の親子の面会交流の法制化と支援を求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第21号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

○議長（佐村明美君） 20第22号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、本件は20第21号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

○議長（佐村明美君） この際、申し上げます。

本日、第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正動議の通告が出されております。ここで修正動議の取り扱いについて協議を行うため、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

午前10時42分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催されましたので、ここで議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

[議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） ただいま休憩中に議会運営委員会が開催をされましたので、内容の御報告をさせていただきます。

本日、厚生文教委員会審査報告の中で議題となります第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について修正動議の通告がなされ、議長に文書で提出をされましたので、その取り扱いと議事運営について協議を行いました。その結果、修正動議は地方自治法及び会議規則の要件を満たしていることから、厚生文教委員長報告に対する質疑が終了した段階で、修正案の説明及び修正案に対する質疑を行うことといたしました。

なお、修正案に対する討論につきましては、厚生文教委員長の報告案件とあわせて一括して行うことといたします。

報告は以上であります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第4 第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第6 20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情

○議長（佐村明美君） 日程第4 第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、日程第5 第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第6 20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、以上議案2件、陳情1件を一括議題に供します。

以上3件につきましては、厚生文教委員会委員長、下条 学議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 登壇〕

○20番（下条 学君） 平成20年第3回東大和市議会厚生文教委員会の報告を行います。

ただいま議題に供されました第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、以上2議案、1陳情につきまして厚生文教委員会の審査経過及び結果を御報告させていただきます。

本委員会は平成20年12月11日に開催し、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず、第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について審査の報告を申し上げます。

指定管理者はハミングホールの経緯を見て進めていくという認識をしていたが、なぜ前倒しで進めるのか、今回早過ぎるのではないかと質疑に、東大和市公の施設管理運営のあり方検討委員会で、指定管理者に移行する施設について19年1月に委員会では、20年4月に市民会館、22年4月に市民体育館に制度導入予定施設ということで、検討委員会での結論として市長に御報告をされている。他市でも既に指定管理者の制度を導入している。市が直轄でやっているよりも民間活力を導入したほうが幅広く施設が活用でき、財政的なこともあるが開館時間を長くしたりできるので市民のためになる。22年を目標にということであるが、準備期間を含めると2年ぐらい間隔をあげ準備をしていきたいとの答弁がございました。

民間がこれを行うことによって利益をどう上げていくか、場合によっては市民サービスを犠牲にしても利益を追求することになるのではないかと、また非正規雇用労働者、低賃金労働者を多数使ってワーキングプアを大量に生み出すことにならないのか、市民に対する情報公開がどのように担保されているかとの質疑に対し、民

間活力の導入によって市民サービスの犠牲、低下にならないようにチェックをしていく、むしろ時間延長など市民サービスはよくなっていくのではないかと、非正規労働者の関係については市が普通に発注している仕事と同様に相手方と協定を結んでいく、情報公開については市の施設を管理する人で施設を扱っていくので、情報公開については求めていくとの答弁がございました。

条例の中に情報公開についてどう担保されるのかとの質疑に対し、協定書に定める内容としては、条例や規則で定めたものを受けて、その範囲の中で協定書を締結する。協定書は毎年交わすので、細かい部分がかかり出てくるであろうと考えている。そういった意味で条例あるいは規則に盛り込む部分ではないと考えている。情報公開については東大和市の情報公開条例第32条の中で、市の管理する公の施設ということで担保されている。情報公開条例と個別条例との関係では、情報公開条例のほうが優先をする。相手方の情報も市の情報と同様と考えているとの答弁がございました。

条例の第6条の「営利を目的とするとき」に関して市のほうではどういう見解を持たれているのか、大会とかで実費請求など一律に営利と判断してはおかしいと思うがとの質疑に対し、利用する会社が営業活動をしている法人だということで、条例による「営利を目的とする」には当たらない。例えば体育館の中で商品を販売するような使い方をしたりすることを考えている。利用者が大会を行って、その際参加者から参加費を徴収することも考えられるので、条例設置の目的——市民へのスポーツの向上を図るという大きな前提に基づいて、これについては「営利の目的」には当たらないと考えているとの御答弁がございました。

第13条で賠償責任、市のほうでは「損害を与えた者」というのはどういう認識か、指定管理者とか利用者という明記がされていないが、だれがだれに請求をするのか整理してほしい。14条「指定管理者を指定しようとする場合は、規則で定める場合を除き公募するものとする」とあるが、この規則についてどのような考えがあるかとの質疑に対しまして、体育施設に損害を与えるのは使用者には限らない。市の建物とかそういうものに損害を与えた場合には、市が損害を与えた者に対し損害賠償を請求し、指定管理者が設置した備品などについて損害を与えた場合には指定管理者が請求をする。市の財産であるから請求権は市に帰属していると考えている。公募については、委員会がさしたる理由なく公募しないで決定することはあり得ない。指定管理者を内定して、その後議会においてお諮りし議決をいただくこととなっているということがございました。

指定管理者となっても当然議会への説明責任は、市と教育委員会にあると思っっているがいかかでしょうかとの質疑に、指定管理者の相手の資料、そういうものについては市のものと同じと考えている。市の施設を指定管理し任せるということであるから、本来は市の施設であるので議会への説明は市にあり、教育委員会にあるとの答弁がございました。

質疑を終了、討論を終了し、起立により採決を行い、起立多数により第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例を原案どおり可決と決しました。

次に、第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について審査の報告を申し上げます。初めに市長より発言がございました。これまでの経過と説明がございました。

質疑として、20年度の国保会計の予算は徴収率を上げることとして提案をしながら、その結果が明らかにならないうちに改定案を提出する理由、「一般会計が苦しいから国保を値上げするのではない」と言っていながら、一般会計の負担が重くなり非常に厳しくなっているそういう状況の中での改定案、国の国庫負担が少ないために国保会計が厳しくなっているのか、加入者の負担が余りに少ないために国保会計が厳しい状態に陥っているという判断なのか、またそれについて具体的にどのように説明が行われてきたのかとの質疑に対し、徴収

率については経済情勢などの影響から厳しい状況にあるが、医療費の動向が少し落ちついている状態なので、今年度の国保会計がどうなるかは不透明な状況にある。7億円の一般会計からの繰入金を確認できない中では、ある程度の税の改定を行っていききたい。国庫負担が少ないから厳しいのか、税の負担が少ないから厳しいのかという点では、制度的には50%を確保されている。医療費の50%を保険税で確保することになっているので、国保運営を安定的に運営するためにどうしたらいいかという総合的な判断の中で、保険税自身を決定していくものと思っている。市民への説明経過については、8月15日に市報で財政状況を、運営協議会への諮問内容をホームページへ掲載し、12月1日の市報で保険税改定の答申の内容を掲載したとの答弁がございました。

これまで市長が一貫して市財政は黒字だから市政運営は大丈夫だ、担税力のある市民がいるから問題ないと市長のあいさつの中で伝えていたが、突然の国保税の値上げで市財政が黒字なのになぜ市民に負担をかけるのか、またことしの3月の委員会の中で、19%の値上げでは市民負担が大きいいということで修正案を出して、収納率を図って不足分をお願いしたが、その結果はどうなっているのか。東久留米方式ということで7割、5割、2割の軽減割合を採用すると応益割の税収を引き上げることになっているので、低所得者に対し非常に負担増になる。なぜこういう仕組みになっているのか。また均等割を上げることによって、モデルケースを見るとどうしても家族の多いところへの負担がかかっているのではないか。医療費の削減努力として以前から介護予防などの検討をしてこなかったのかとの質疑に対し、国保税の場合は地方税法の規定の中で応益割が45%から55%の範囲の保険者について、7割、5割、2割の軽減制度が適用されている。これに達しない場合には6割、4割を例外的に軽減を入れるというのが原則となっている。国保の財源を確保する上で、税以外のものできるだけ導入するという中でこの制度を取り入れた。家族数の多い世帯の状況については、現状が40%に満たない状態です。均等割を上げざるを得ない、家族の多い世帯の負担がどうしても多くなっていく。医療費の適正化、削減努力については、例として人間ドックの助成、医療費通知の制度、骨密度測定など取り組んできた。今回の制度改正で特定健康診査が導入され、メタボリックシンドロームの早期発見と医療費の抑制を図っていくとの答弁がございました。

質疑を終了し、討論を行いました。

これまで、市長は一貫して市財政は黒字だから市政運営は大丈夫だなどと市民に伝えてきた。11月15日には市報での平成19年度決算の公表でも黒字決算と明記をされている。しかしながら単年度収支は何年も赤字だったこと。これは何の手だてもされなかった市長の市政運営に誤りがあったことが明確にあらわされているなどの、このような不誠実な対応では賛成できないとの反対討論。また市財政の問題、3月議会で大問題になった市民への説明責任と国保予算での徴収率の増によって不足分を補うとしながら値上げをする理由、生活の厳しい低所得者にしわ寄せを押しつけるものになっているとの理由で本条例案に反対との討論。また一般会計のしわ寄せをセーフティネットである国保に回すことはやっていいことではない。不足分の9,000万円をどこから出すのか見えていない。医療費削減策を市を挙げて取り組んでもらいたいなどの理由により反対したいとの3委員より討論がございました。

討論を終了し、採決を起立により行い、起立なし、よって本議案は否決と決しました。

次に、20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情について審査の報告を申し上げます。

本陳情の後段に「国民健康保険税の改定に反対し、市が言っている黒字分に対応するよう議会として働きかけていただくように陳情します」とあるが、一般会計の黒字決算分で実際に対応ができるのか伺いたいとの質疑に、一般会計の黒字7億円は平成20年度において歳入で5億円の繰り入れをしている。実質単年度の収支に

については基金の取り崩し、積立金、繰上償還といった条件を加味するとマイナス2億2,600万円という決算が生じており、この黒字額で21年度に向けて一般会計から国保会計への繰り出しは、現実的には困難であるとの答弁がございました。

黒字黒字と言い逃れている言い方がこういった陳情につながるのではないかと、実質単年度収支の状況を全市に統一して、全市に発信をしていくことが大事で、これこそトップが考えることではないかとの質疑に対し、単年度で赤字、黒字という形を言っており説明が明らかになっておりませんでした。決算の状況につきましてはどういう形で市民に明らかにできるか、今後検討しお知らせできるようにしていきたいとの御答弁がございました。

質疑を終了、討論を終了し、起立により採決を行いました。可否同数となり、委員長において可否を裁決いたし、委員長は不採択と決しました。よって、20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情は、不採択と決しました。

以上で、厚生文教委員会に付託されました議案2件、陳情1件の審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 下条 学君 降壇〕

○議長（佐村明美君） 先ほど第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対して、尾崎信夫議員、御殿谷一彦議員から修正の動議が提出されました。

地方自治法第115条の2及び会議規則第16条の要件を満たしておりますので、修正の動議は成立いたしました。

この際、修正案提出者の説明を求めます。

〔16番 尾崎信夫君 登壇〕

○16番（尾崎信夫君） 16番、尾崎信夫でございます。第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案の提出理由の説明を行います。

まず今回の市が提案している改定は、国保財政の健全化に向けて財源の一部を、国保税を改定することで保険基盤安定制度の繰入金金を6,600万円強と、また国及び東京都からの補助金で5,000万円程度のものを賄うものであります。特に今まで低所得者への軽減制度が6割、4割の軽減制度であったものを、今回は7割、5割、2割の軽減制度を入れ、制度を高める変更をして応能応益割合を45%から55%へ見直して、国及び東京都や保険基盤安定制度の繰入金を増加する提案であります。しかしながら制度の変更で応益割合の比率を高めるために、均等割合を高く設定せざるを得ず、一部の国保加入者への負担を余儀なくされております。

そこで今回の改定で、市民負担がかかる負担を平準化するとともに、新たな減額をするために附則を加えました。そして具体的には均等割合、平等割合との負担割合を修正するために、均等割合を2万2,600円から2万1,000円に、平等割合を1万2,400円から1万5,000円に修正し、市民負担を平準化させるとともに、多人数

世帯の負担の軽減をさせるために附則を加えるものであります。

今回の修正で負担がかかる4人以上の世帯に対し、収入が生活保護基準の収入額の1.5倍以内の収入にある4人以上の世帯で、かつ軽減制度の減額対象外の世帯の被保険者の均等割合を2万1,000円から5,000円減額し1万6,000円と修正するものであります。東大和市の将来を見据え、国民健康保険特別会計を独自での制度を活用し、財源を確保するために保険基盤安定制度の繰入金を増額や国や東京都からの補助金を増額させ、国保財政の健全化を図るための修正案の提案であります。

以下、修正案に沿って説明をいたします。

第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する修正案。

第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を次のとおり修正する。

第5条の改正規定中「22,600円」を「21,000円」に改める。

第6条第1号の改正規定中「12,400円」を「15,000円」に改め、同条第2号の改正規定中「6,200円」を「7,500円」に改める。

第23条第1号アの改正規定中「15,820円」を「14,700円」に改め、同号イ（ア）の改正規定中「8,680円」を「10,500円」に改め、同号イ（イ）の改正規定中「4,340円」を「5,250円」に改め、同条第2号アの改正規定中「11,300円」を「10,500円」に改め、同号イ（ア）の改正規定中「6,200円」を「7,500円」に改め、同号イ（イ）の改正規定中「3,100円」を「3,750円」に改め、同条に1号を加える改正規定中「4,520円」を「4,200円」に、「2,480円」を「3,000円」に、「1,240円」を「1,500円」に改める。

附則第2項中「東大和市国民健康保険税条例」の次に「（以下「新条例」という。）」を加え、附則に次の1項を加える。

「3 市長は、国民健康保険税の納税義務者でその属する世帯の被保険者が4人以上であるもの（新条例第23条第1項の規定による減額を受けた者を除く。）の収入が、当該世帯の状況を勘案して市長が別に定める基準に該当すると認める場合は、平成21年度及び平成22年度分の国民健康保険税に限り、当該世帯に属する被保険者のうち3人を超える部分の人数に係る被保険者均等割額の一部に相当する額を減額することができる。この場合においては、新条例第24条第2項及び第3項の規定を準用する。」

なお、市長が別に定める基準とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める生活扶助、住宅扶助及び教育扶助の合計額に1.5倍した額並びに医療費扶助及び出産扶助の合計額以内の額、また被保険者均等割額の一部に相当する額とは、医療費分に係る被保険者均等割合2万1,000円を5,000円減額した1万6,000円であります。

以上でございます。以上で説明を終わります。

○議長（佐村明美君） 修正案の説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

○10番（小林知久君） 何点かというか、お聞きします。

先ほど御説明の中で修正案の提案された趣旨としては、市民負担の平準化と多人数世帯の負担の軽減とおっしゃっていましたが、この点もう少しどう目的なのかを御説明ください。

それから附則の中にあります、先ほど説明でもありました生保の1.5倍ぐらいの所得以内の人には均等割、5人目からの均等割を——4人目かな、均等割をなくしていく、減らしていくという、この生保の1.5倍以内という基準を設定した理由を教えてください。

以上です。

○16番（尾崎信夫君） この額の改定につきましては、世帯の方、特にまた多人数世帯の方々、特に4人を超えていきますと均等割が2万2,600円になっておりますので、この負担がかなり負担にかかってまいります。そのためにはどうしても均等割合を下げ、その分を平等割合に振り分けて、先ほどの7割、5割、2割の基準を確保するために、そのような改正をしていくことが必要と考えてさせていただいています。ですので特に世帯の方々にとってはこの差額、約1,600円でありますけれども、人数がふえる分減額になっていくようになっております。なおかつ4人世帯以上の方々については当然高まっております。その方々に対するやはり減額を、附則で改めて加えさせていただき、4人目から1万6,000円にするという内容でございます。4人目以降について、それぞれ5人目、6人目も同じような額になると、こういう設定に修正を加えさせていただいています。

以上でございます。（小林知久議員「生保基準」と呼ぶ）

生保基準に設けたのは特別の事情としかありません。ですからその特別の事情をかながみて、そこに基準を設けなければなりません。今現在基準になっているのは、生活保護基準について1.05の方々に対しては減額の制度があります。これでは非常に実効性がないので、あえて100分の150にさせていただきました。

以上でございます。

○10番（小林知久君） この修正のおっしゃる内容としては評価するところもあるんですが、私ども原案のほうに対しては9,000万円の財源がまだ見えていないですとか、そういった理由で疑問を感じているんですが、修正ではそこには触れられてないというところはどういう御見解をお持ちでしょうか。

○16番（尾崎信夫君） 今回の改定案は、国民健康保険税を改定するとともに、国、東京都、保険基盤安定制度からの額、約1億1,000万円強、これを国保会計のみで国から、東京都から繰入金、補助金を受け入れるようになっております。残りの不足分については——これは私の見解でございます。当然それは一般会計から繰り入れしなければならぬと思っておりますけれども、これらは議会で皆様方が議論していただいて、そこをしっかりとさせることが私は大事だと思っております。

以上でございます。

○5番（長瀬りつ君） いきなりの提案ですので細かいところが伺えないので、ざっと大まかな感じで伺いますが、原案での提案では平均で5.3%の値上げになるということでしたけれども、今回のこの修正案では、今回原案で示された引き上げに相当する額になるのかどうか1点。

それから、そのする中で足りない分を一般会計でどのように、今不足分は議会で議論すればいいというおっしゃり方でしたけれども、一般会計でどういうふうに補てんをしていくというふうに考えていらっしゃるのか、その部分もお示しいただきたいと思います。

それから、低所得者への値上げ率ですね。例えばモデル世帯でいえば70歳夫婦で年金収入300万円、軽減なしの方は9.7%の値上げになりますが、この方たちの値上げの率はどのぐらいになるというふうに計算していらっしゃるか。また45歳夫婦、子供2人で給与収入400万円という方です。軽減なしの方、11.3%の値上げになっていますが、これらの方たちの値上げ率について数字を示してください。

○16番（尾崎信夫君） まず改定率については、そこまで細かい計算は、正直言って数字の持ち合わせが私どもにはありませんが、先ほど説明したとおりの中で、少なくとも今回の改定で、わずかでありまして、420万円ぐらい下がってくるだろうと思っております。軽減率を加えるからちょっとその数字が、正確なところが出

ません。ですのでその程度で、率についてはちょっと中身がちゃんとしたものがないので何ともできないんで、それは大変申しわけありません。

それから一般会計というのはどういうことかということですが、これらについてはあくまでも今回の改定の修正案は国保会計のことですので、それらについて私からこうしろあしろということは、私にはそれまでの権限はありませんので、それ以上のことは答えられませんので、それらについてはさまざま一般質問等で答えている内容しかないんだろうと思っております。

それから低所得者——基本的には、多分ひとり世帯でこの差額分が均等割の1,600円、平等割の2,600円にふえますので、差額1,000円、その分ということになると思います。

それから人数がふえる分、例えば2人になれば3,600円になりますので1,000円は減額になる、2人夫婦であれば、それから人数がふえていけばその都度ふえていくと思いますので、大体3,800円——4人ということになると3,800円ぐらいの程度の減額になるだろうと思われま。

これ私のはじめた数字なんで正しいとはわからないんですけど、まずひとり世帯の300万円、先ほど言ったように1,000円程度が変わるかなと考えております。それから400万円の夫婦世帯では3,800円の額が変わるものと考えております。(発言する者あり)減額です、減額です。減額になると思いますので。

いいですか。済みません。

○議長(佐村明美君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時30分 開議

○議長(佐村明美君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番(長瀬りつ君) 先ほどその足りない分、要するに今回引き上げよりも多少また減額になるというふうなことでしたけれども、そうしますとまたその不足額がふえるわけですので、あしろこうしろとは言えないというのは当たり前のことで、少なくともこういう修正案を提案されるに至って、なおかつその不足分がふえるような状況であるのであれば、どういうふうにするのかお考えがあつて提案をされたものというふうに思いますので、そのお考えをお聞きしております。

○16番(尾崎信夫君) それは私がどうこうって決められるわけじゃないんで、私の考えからは先ほど申し上げているとおりの話しかできません。

ともかく今回の制度改正というのは6割、4割を7割、5割——6割の人を7割、4割の課税世帯を5割に、それから今まで減額がなかったようなものについて2割の低所得者には軽減率が入ってまいっております。ともかく全体で、先ほどこの数字で400万円程度ですから5%強になりますけれども、原案よりは下がるような中身になっておりますし、ともかく国保財政の安定化のために国、東京都からの5,000万円、基盤安定制度からの6,600万円強の額が国保に毎年入ってくるわけですので、これを見過ごしておけないということを考えておりまして、こういう提案をさしていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○2番(西川洋一君) 幾つか質疑します。

先ほど値上げ率については数字を出してないと、出されてないということでしたね。それから改定による保険税等の増加、この分についてはどの程度になると見込んでいるのでしょうか。説明では保険基盤安定制度繰入金及び国、東京都からの補助金等で増額をさせるための制度改正がしたいと。では保険税増税、増額による

増加分、原案では9,200万円強の提案でしたが、今提案者が言っています案では幾らぐらいになるんでしょうか。

それからこの修正案が出ることによって、三多摩の中で東大和市の保険税はどのくらいの位置になるんでしょうか。そういう基本的なところが出ていけば、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから修正案のまず初めのかなめのところでは、均等割、原案2万2,600円を2万1,000円に引き下げるかのように見えますが、現状から見れば1万300円の値上げってことになりますよね。それから平等割、これは世帯にかかるものですが、これは原案よりもさらに引き上げるというものですけれども、原案では現状より引き下げるといっていました。結局原案に対してそれほど大きな差が見受けられないんですけども、まずその数字、最初に申し上げました数字をお聞かせください。

それから提案者の所属しております党の議員は、この議会の中でも市長の説明、市民に対する説明が不十分であるということを口酸っぱくといいますか、再三にわたっておっしゃってました。この修正案につきましては、きょうの突然の提案で私ども十分議論もできませんし、そしてまた値上げ率など基本的な数字についても先ほどは説明できないというような状況でした。これでは修正案として討議する、審議する、そういう資格を持った案なのかどうか非常に疑問です。即刻取り下げたほうがいいんじゃないかというふうに思いますが。

それから国保財政の困難を少しでも打開しようというふうに言っておりますが、これまで国保財政については東大和市だけでなく、各地方自治体も押しなべて国保財政は困難ということが報じられておりますし、現にそうです。市長もそういう点では一生懸命それを述べておられるようですけども、私もやはりこの国保財政の困難の原因、これは第一義的には国の国保に関する政策がまず初めにあるというふうに思いますが、提案者は修正案の中ではそのことに一言も触れておりませんが、こうした点については見解はあるでしょうか。

以上、お聞かせください。

○16番（尾崎信夫君） 保険税の増額はということですけども——ということですね、さっき答えましたよね、420万円。ですからこの改定案からするならば、これから8,900万円程度になると思います。ですから5.3の値上げですから、これより——まあ0.2%ぐらいは下がるだろうと思っております。

それからあとは三多摩の——この位置についてはね、これは申しわけありません。これはちょっと1人平均を、これ正しいかどうかわからないものですから、議会で答えた数字がひとり歩きしてもいけませんので、それについてはちょっと答えようがないので、百五、六十円下がるのかなというところでございます。これちょっと正確な数字を出すわけにまいりませんので、事務局じゃありませんので、申しわけありません。

それから修正案、均等割合が現状よりアップするんじゃないかと。6割軽減のものが7割になっておりますし、4割が5割、なかったものが2割の減額ができるようになっておりますので、押しなべて低所得者の人たちに対しては下がると。原案よりは——これは制度上どうしても上げていきますから上がらざるを得ないのは事実ですけども、できる限り減額できるような率を取り入れている、取り入れることによって国からの補助金、東京都からの補助金がもらえるようになると思います。

市長の説明という話ですけど、これはあくまでも国保会計について我が党としてどうするかという判断ですので、今ある中で厳しい国保財政をどうするかというときに、少なくとも保険基盤安定制度、東京都からの約1億2,000万円弱のお金を国保財政に入れることによって、財政を少しでも健全化の方向に向けていくための指標として、これを取り入れる必要があると考えておりますので、市長の問題については別個これはやらざるを得ないと思っています。私はこの改定案については、そういうことであります。

国の制度ということですが、国保会計はあくまでも市が運営せざるを得ないわけですので、当然それは市の考え方をしっかりやりながら、国保財政の財政運営をしていく中でしかないんだろうと思っておりますので、特段国から新たなお金がくるとかってことはあり得ないわけですので、今ある現状の制度の中で、今回もこの制度の中でやりくりしているために、ちょっとゆがみが生じている部分があるので、それらについてあえて修正案で提案させていただいたということですので、御理解いただきたいと思っております。

○2番（西川洋一君） 私がちょっと聞き逃しちゃったみたいで、保険税による増額分、これは原案よりもマイナス400万円という説明があったということで、これは明確に余り変わらないと、原案と——ということを証明したということですよ。9,000万円の増額のうちですからね。

それから市民説明については、やはりこういう大きな国保財政をどうするかという内容ですから、修正案についてもやはりきちんと市民説明を行うという立場が必要だったんじゃないかと。もっと前からそちらの党内で検討されていたのなら、そのようにやはり市民の皆さんにきちんと説明をすべきじゃないかというふうに申し上げたいと思っております。

それで総じて言えば、これは均等割においても1万300円の値上げ、平等割においても原案よりも値上げということになりますので、引き続き市民に対する大きな負担増となることが今の議論の中でも、また値上げ率はわからないというような、そういう不十分な説明の中でも、この修正案の本質といいますか、そこがわかったんじゃないかというふうに思います。

○16番（尾崎信夫君） ちなみにこの改定の附則の問題なんかについては、狛江市の例を参考にさせていただき、狛江市の場合には100分の120、1.2倍、それも申請主義。今回の提案は市がみずから——失礼しました。これは申請主義でありますけれども、当市は、100分の150、1.5倍の生活保護費の基準にさせていただいておりますし、そういう中でやっております。あくまでもこれを見逃すことは、逆に言って今の国保財政、赤字が21年度改定できなければ、その分、この3億円分が赤字になるんだろうと、この3億円ということを言っておりますから、3億円分赤字になりまして、次の改定のときには雪だるま式にふえていって、かえって一般会計に負担をかけることになるんじゃないかと思っております。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 幾つか伺います。

まずこの国保税の値上げ問題については、市長が一般会計黒字だということを言っていたために、市民は大丈夫だと思っていたと。そこへ国保の改定が行われるというのでは、市民に対する説明責任が果たされないという問題が厳しく議会でも問題になりました。その段階において、突然議会の最終日に多くの市民が全く知り得ないところで、この修正案を提出するということでは、これまでの議会での審議からいっても外れるんじゃないかというふうに思いますが、その点いかが考えるのでしょうか。

それからこれは保険税についての改定ですから、そのことによって収入がどうなるのかというのは大きな問題です。先ほど420万円ほど原案より少なくなるということでしたが、これはどのような計算に基づいて行われたのか。

それからこの原案の一つの問題として、7割、5割、2割を適用するために、応益割を45%から55%の間にしなくてはこれが適用されないという話でした。それでたしか原案では、応益割をこの改定案によって48.18%にする、そのことによって7割、5割、2割の適用を受けるということでしたが、この修正案では応益割は何%になるというふうに考えておられるのか伺います。

それからもう一つの問題ですけれども、この応益割、応能割の問題は、医療分について応益割が45%から55%ということになっています。ですから例えばこの修正を行う場合にですね、医療分の均等割を引き上げるかわりに支援金分の均等割を引き下げる、このことによって低所得層に対する負担を軽減するという道もあったわけです。それらのことについて検討されたのかどうかという点について伺います。

○16番（尾崎信夫君） 市長の問題は私はここで問うことはちょっとできないだろうと思っておりますし、突然の修正案ということですので、本会議でも修正案は出せるわけですし、さまざま検討する中では、今の国保財政をこのまま見過ごせない状況の中では何らかのことが必要なのかなということですね。

支援金のことについては、医療分の中で改定をせざるを得ない——のみを検討させていただいております。支援分を扱っても、そんなに額的に変動になるということは考えられませんので、あくまでも医療分でどうするかということにさせていただいておりますので。そんなところですかね、答えになっていますか。なっていないかもしれませんが。

それから48になるかならないかということですが、減額分を入れると大体三百五、六十万円の数字になるんですね。ですからその程度であれば多分——多分というか48以内におさまると私は思っておりますので。（「45以上になる」と呼ぶ者あり）45以上のものでなければ、修正してもお金が入ってこなくなりますので、そこは確保しなければならないと考えております。

○1番（吉野 孝君） 国保会計そのものは単独に市財政に負担をかけているわけですから、単独に修正案を出して、これがやはり一般会計と関係ないという話ではない。修正案を出すのであれば、その財源をどうするかですね、これは具体的にしなきゃならないと思うんです。そういう点で、じゃあこの繰入金金を一般会計からどの程度見込んでいるのかですね。これについて現在のところでは、その他の繰り入れ金額というのが3億9,400万円ですよ。これは今度の市の改定によって繰入金額という形になっていました。これは原案だったということです。これがどうなるのかということですね。

それから私も大変残念なんです、今この応能割合とか応益割合が、どういう状態にこれによってなるのかということが明確にされないことについても問題があると思っております。

さらに私は問題と思っているのは、医療分の中で均等割というのは1人にかかる部分ですが、現行よりも1.96倍、1万300円ふえるわけですよ。そして先ほど説明された中に、7割、5割、2割という軽減措置があるから、この均等割については十分配慮しているんだというような話がありましたけれども、実際は7割のところで見れば現行よりも8,280円、ということは倍率にすると2.29倍になっています。さらに5割のところで見ますと6,222円プラス、これは現行から比べると2.45倍です。これが先ほどですね、これが均等割ですから当然やはり低所得者のほうに配慮したと言うけれども、実際はこうした値上げが行われるということで、この確認はしたいんですが、間違いないのかですね。

さらに平等割についても、税額で言いますとプラス2,000円、7割軽減でも2,700円、さらに5割軽減でも2,300円ということが平等割にかかってきます。これでやはり先ほど言われた低所得者に対する措置がされてんのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（佐村明美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（尾崎信夫君） 先ほどの一般会計からの繰り入れはどのくらいになるかということですが、ほぼ9,000万円程度、保険税が上がらなければ当然ふえると思いますけれども、400万円と先ほど申し上げましたけれども、合わせるとそういうふうになると思います。それは当然私の考え方では、一般会計から入れざるを得ないだろうと思っております。

それから応能応益が修正案によってどう変わるかというのは、もともと6・4では35%未満、6割、4割、これを45%以上にするることによって7割、5割、2割ということになりますので、不明確ということよりも、これは制度上これを変えることによって保険基盤安定制度を使えるということになるわけです。

それから7割、5割、2割については、当然改定案が上がっておりますので上がります。これはもうあれですけれども、修正案ではそれを下げる努力をさせていただいている。この具体的な数字、8,280円がどこにあるのかちょっと私もわかんないんですけど、それから6,220円がどこにあるかちょっとわからないんですけど、私の試算ではそこをできるだけ調整する位置を今回の改正案の中では入れないことには、この制度は生きてまいりませんので、先ほど言った48の範囲内におさめるような中で、当然所得割が下がっておりますので、当然所得のあるところはその分、4.4から3.66になっておりますので、ここで所得のある方については下がっております。ただその他のところで調整すると、その差額は低くなってまいります。ただ問題は家族の多くなるところに大きな問題が残っておりますので、それを何とか、この応能応益割合の7・5・2を取り入れる中で、最低限に持っていくための数字としてはこの程度になったということだろうと思っております。保険税自身も5.3だと思っておりますけれども、これが0.2ぐらい、0.2というんですかね——ぐらいは下がるだろうと思っておりますし、現行より同じような程度の3,800円でしたかね、その程度以下、ちょっと下がると思っております。

ともかく純粋に国保会計をどうするかというのを今考えないと、私は将来この国保会計による東大和市財政は厳しい状況にさらに追われるのではないかと私自身は思っております。ですのでこの際、そういうものを国保会計独自で保険基盤安定制度、それから国、東京都から補助金をいただいて財政を何とか健全——今ある赤字分を埋められるようにしていくことが大事なんではないかと思っております。正直これを全部税で賄う——6割、4割の軽減のままもし算定すれば、もっと大きな倍以上の保険税を上げざるを得ない、これは私は賛成はしませんけれども、そうなっていってしまうだろうと思っております。ですからできるだけ傷を深めないうちに、何とか今財源を入れられるのであればこれを入れて、国保会計を安定させることが、私は純粋に、市長のことはともかく置いて、市民のために、またセーフティネットを守るということを考えたときには、国民の健康を守る意味では——国保会計が破綻状態になってしまったらば、市民に対しての説明は私はつかないと思っておりますので、それを最大限努力するために、その中で図って48、52のこの応能応益の比率の割合を確保しつつしなければならぬと思っておりますので、そういう中での額の調整ですので、わずかかもしれませんけれども、税の値上がりを低くそれでも抑えさせていただいた。なおかつ多人数世帯については、先ほど申し上げた附則における100分の150、1.5倍の方々以下の人については、4人世帯、3,800円はかかりますけれども、さらに5,000円下げられるということを入れるような措置を図らせていただいたということが実態でございますので、ぜひ御理解をいただくようお願いしたいと思います。

申しわけありません。

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔16番 尾崎信夫君 降壇〕

○議長（佐村明美君） これより第74号議案、第76号議案、第76号議案に対する修正案及び20第18号陳情の4件について討論を行います。

討論者は第76号議案について討論するときは、討論が原案に対するものなのか、修正案に対するものなのかを明確にした上で討論を願います。

〔21番 大后治雄君 登壇〕

○21番（大后治雄君） 議席番号21番、大后治雄であります。民主党を代表し、第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に、原案、修正案ともに反対の立場で、20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情に賛成の立場で討論を行います。

さて、まず原案についてであります。

シニカルな言い方ですが、市長の委員会出席は当市においては大変な進歩でありました。しかし議案の重要性やこれまでの経緯から見れば出席するのは当然であり、委員長が出席を要請する前にみずから出席を表明すべきでありました。そしてそこでこれまでの市政運営の誤りを率直に認め、反省を表明するのか期待申し上げましたが、反省を口にしたものの従来どおりの内容であり、その上あろうことか副市長は市政運営の誤りを明確に否定されました。既にこの段階で議案審議、数字の議論に入る前提は崩れたものと考えます。

私どもとしましては、市長が委員会に出席され、これまでの市政運営の誤りを率直に認め、反省を表明し、さらに市政運営の誤りの責任をどうとられるのか注目しておりましたが、責任に一切触れることなく、それよりはるか以前の段階にとどまった不十分な発言に終始した市長と副市長に失望を禁じ得なかったのであります。ここではっきり申し上げておきましょう。数字ではなく筋であります。数字をどうこうする以前に、市長はすることがあるでしょう。こちらが水を向けずとも、みずから決断、行動されるのが政治家であり、誠意を持って筋を通せば、市民、そして議会は鬼でもなければ蛇でもないのであります。しかしながら不誠実な対応、筋違い、勘違いな対応には、市民そして議会は応分の対応をもってこれに報いるのみであります。再度申し上げます。数字ではなく筋であります。

次に、修正案についてであります。

現下の不況、市財政の逼迫など、マイナスの要因に事欠かない状態であるのは論をまたないものであります。こうした状況下において、さらなる一般会計の精査、そして政策的経費の抜本的見直しを行わなければならないことは、もはや自明でありましょう。各党派、党派のそれぞれの判断にけちをつけるつもりは毛頭ありませんし、一般会計予算、その他特別会計予算にそれぞれが必要と考えるものを要望することは至極当然のことです。

ただ残念ながら時代の風向きが変わりつつあるとともに、為政者の統治能力がかつてないほどに問われております。繰り返しになりますが、まずはさらなる一般会計の精査、そして政策的経費の抜本的見直し、すなわち具体的に申し上げれば大口新規事業の凍結や、既存事業の精査、スクラップをこそ検討、実施すべきであります。大口新規事業の凍結などによる市民生活への影響を心配する向きもありましょうが、現時点におきまして私どもとしましては、国民健康保険税の値上げのほうが、値上げせずに大口新規事業の凍結や既存事業

の精査、スクラップをして一般会計からその分を創出することよりも、市民生活への影響がよほど大きいと判断せざるを得ません。もちろんあくまでも現時点での判断であり、未来永劫国民健康保険税はアンタッチャブルであると言うつもりもありませんし、時代の風向きといろいろな意味で為政者が変われば違う判断をすることにもなるであります。

なお20第18号陳情に関しましては、その陳情理由に今回は値上げをしないでとあることもあり、ただいまる申し上げた内容をもって討論いたします。

以上であります。

[21番 大后治雄君 降壇]

[3番 尾崎利一君 登壇]

○3番(尾崎利一君) 日本共産党の尾崎利一です。第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例及び第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、原案と同修正案への反対討論を行います。

まず74号議案は、市民体育館等の体育施設に指定管理者制度を導入するために、条例の一部改正を行おうというものです。指定管理者制度を導入する場合、第1にもうかる事業を優先することなどによって、市民利用が制限されるなどの市民への不利益が懸念されます。第2にコスト削減圧力が、極端に低い給与や劣悪な労働環境を生み、また非正規雇用への依拠によって不安定な運営、市民サービスの低下を来さないのかという問題、第3に市民への情報公開が適切に行われるかという問題があります。条例案では、これら指定管理者制度への移行に伴う基本的な懸念の解決をすべて協定書や仕様書などに委任するものとなっています。

委員会審査では、市民への情報公開については、情報公開条例で担保されるという答弁でした。しかし市の直接管理の場合と同等の義務が指定管理者に課されるのかという私の質問に対しては答弁がありませんでした。事実東大和市情報公開条例は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会を実施機関としてその情報公開義務を定めたものであり、指定管理者については条例の趣旨にのっとり努めるものとするという努力義務にとどまっています。指定管理者制度に移行するに際しての基本的懸念の解決については、議会の議決を必要とする本条例案によって担保されるべきです。よって、日本共産党は本条例案に反対します。

次に、第76号議案原案は国民健康保険税を値上げするものです。

第1に、市は市財政が厳しいから国民健康保険会計への繰り入れを減らさざるを得ない。そのために保険税の値上げが必要だとしています。市財政困難のもとでどのような市政運営を行うのか、市長に問われる基本問題です。市の資料でも国民健康保険加入者の24%が所得なし、54%が所得150万円以下の世帯です。市長みずから国民健康保険加入者は所得の低い生活が苦しい方が多いと認めています。今回の保険税値上げ提案は、市財政困難のしわ寄せを低所得者の多い国民健康保険加入世帯に押しつけるものです。しかも所得に応じて課税する所得割を引き下げ、所得が高くても低くても1人当たり一律に課税する均等割を大幅に引き上げたために、総体的に見て高所得層では減税になる場合もあるが、低所得層、中堅所得層に増税が集中する傾向となり、極めて不公平で一層低所得層への負担となる仕組みになっています。低所得層への軽減率を引き上げても、この基本矛盾は解決できません。

第2に今年度市は、国民健康保険特別会計を収納率の大幅増で賄う予算案を提出し、通しました。日本共産党は、このような見込み予算は認められないと反対しました。このような予算を通したからには、今年度の決

算状況を見きわめないうちに値上げ提案など行えるはずがありません。全く道理がありません。

第3に、保険税の値上げ提案は3月議会でも否決されました。その際、市民への説明責任を果たさずに強行しようとした姿勢にも批判が集中しました。今回も11月15日に値上げの諮問内容が市報に載ったのが全市民規模での最初の周知です。25日に値上げ案が発表され、12月2日開会の市議会に提出されました。これでは市民への説明責任を果たしているとはとても言えません。

市財政困難の直近の最大の原因は、三位一体改革による5兆円の地方交付税削減です。国は毎年2,200億円ずつ社会保障費の自然増分を削るだけでなく、地方自治体切り捨てを進めることでも社会保障の後退を図っています。史上空前の利益を上げてきた大企業と大資産家には年間7兆円の減税を振る舞い、毎年5兆円の軍事費、毎年5兆円の道路特定財源で思いやり予算や無駄な巨大開発に湯水のように血税をつぎ込んでいます。このゆがんだ財政運営の責任は、政権与党である自民党、公明党にこそあります。市長は国も財政が大変だから頼れない、こう言ってこの政府の責任、政権与党の責任を事実上免罪しています。これでは政権与党と一緒になって社会保障を後退させ、市民負担を増大させる道しかありません。このことを厳しく指摘します。

修正案は、76号議案原案への反対理由についていささかも減じるものではありません。しかも議会の最終日に、多くの市民が全く知り得ないところで提出されました。これまでの議会の審議の大きな集中点でもあった市民に対する信義を大きく損なうものであることを厳しく指摘して、反対討論を終わります。

〔3番 尾崎利一君 降壇〕

〔10番 小林知久君 登壇〕

○10番（小林知久君） 政策の会、小林知久です。会派を代表いたしまして討論いたします。

第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及びその修正案に対し反対の立場から討論いたします。

理由の一つ目です。一般会計の財源不足のしわ寄せをまず国保へ回す発想、つまり市長の政策の選択が違うという点です。国保が医療サービスというセーフティネットを担うものであり、市民にとっては選択の余地のない税であることを踏まえ、国保に財源を求めるのは最後の手段であるべきと私たちは考えます。一般会計でやるべきことはまだあります。一般会計での失敗は一般会計で取り返すべきです。

理由の二つ目です。国保を一般会計でどの程度支えるかが明らかになってきません。市長はたびたび答弁の中で、国保の制度設計がそもそも悪く、一般会計を圧迫しているというようなことを言及されています。制度はベストではないかもしれませんが、だからといってその制度設計のしわ寄せを市民にダイレクトに寄せてはいけません。今まで市が担ってきた一般会計からの赤字繰り入れという調整弁としての機能を今後どこまで担う気があるのか、これをまず明確にするべきであると考えます。例えば再生プランの中には、一般会計からの赤字繰り入れは4億円と記されています。そうすると今回の国保改定の関連資料にある9,000万円はどこから捻出するのか。また今後国保会計に発生することが予想される赤字分は、来年度以降一般会計からの繰り入れという形で担保されるのでしょうか、このあたりがはっきりしません。一般会計と国保会計の距離間を市長自身が持っていないからではないでしょうか。このままでは今回は約5%という値上げ幅ですが、来年以降、一般会計が苦しくなるたびに値上げの提案が出てくるのではないかと不安になります。そして来年以降、一般会計は確実に苦しくなります。こういった状況では、先に述べた不安を残す議案を、裏づけのある説明もなく賛成するわけにはいかないと考えております。

理由の三つ目です。今回のいわゆる東久留米方式の国保制度の導入は、応能応益割合を50%ずつにすること

を目指す制度です。現状資産割と所得割で約68%あったものを、新制度では約52%にする案です。つまり比較的家計などに余裕がある人たちからいただいていた部分を、均等割、世帯割という全員一律の部分にシフトさせる内容です。この制度設計の変更自体の是非をもう少し議論したかったと感じています。今回応能応益割合を半々に近づければ得られる補助金などを当てにしてこの制度の導入が急がれましたが、補助などを得るために毎年税額調整が必要になることへの議論もされていません。また救済措置や激変緩和のための将来考慮すべきことの議論もありませんでした。今回導入を図る補助などでは、それに依存すれば国保の骨格にかかわることなので後戻りはしづらくなります。ですから応能応益割合への議論をできていない状況で、財源確保のみを主たる理由とした今回の提案の仕方には、自立した自治体として疑問を禁じ得ません。

理由の四つ目は、医療費削減の市を挙げての努力がされていたかという点です。8年間国保税を上げなかったならば、いずれ今回の事態になるというようなことは予想できたはずですが。人間ドック助成などの施策はあるにはありましたが、本気で医療費削減に取り組んできたかは疑問です。せめて今後の医療費削減のための新たな取り組みを示してほしかったと感じます。

以上、四つの理由から本議案の原案に反対いたします。

修正案についてです。

市民負担の平準化や多人数世帯の負担軽減という修正の趣旨は非常によく理解できます。また多くの疑問をあびるのをおそれず、議員としてやるべきことをやろうという御提案者の姿勢にも1人の議員としては敬意を表します。ですが本修正案は先ほどまで述べてきた私たちの疑問にこたえるものにはなり得ていません。御提案者は財源不足は市が一般会計で手当すると考えているとおっしゃいましたが、私たちから見ると市側の答弁は揺らぐ傾向にあり信用し切れません。例えばさきの全員協議会では、国保会計のさらなる精査で補うという答弁をお聞きしました。ある議員の一般質問では、一般会計で捻出されると考えているといった答弁もありました。このあたりが明らかになっていかない限り、やはり修正案にも賛成することはできませんでした。よって私たちは修正案にも反対いたします。

最後に部長以下、担当職員の皆さんに一言申し上げます。

ことし3月に国保の19%値上げ案が否決されて以降、半年にわたり日常業務の傍らさまざまな調査をされ、この新制度の議案をまとめ上げられました。私たち政策の会は、市長の政策選択に異を唱え反対に回りますが、担当職員の皆さんの必死な思いでの業務への取り組みに対しては心より敬意を表します。

以上で討論を終わります。

[10番 小林知久君 降壇]

[18番 中間建二君 登壇]

○18番(中間建二君) 私は公明党を代表し、第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の原案に反対し、修正案に賛成する立場で討論を行います。

本議案の原案につきましては、先ほど委員長報告のとおり厚生文教委員会において賛成者が1人もなく否決をされました。これは本年3月の第1回定例会において、尾又市長が市民や国保加入者に対してしっかりと向き合い、一般会計と国保会計との関係性や国保会計の状況、そしてなぜ国保税の改定が必要なのかについて十分な説明責任を果たすことなく、市議会において強行的に提案したことへの根本的な反省がなされていないことへの反発であり、議会の判断としてやむを得ない結果であると考えます。国保税改定問題について、ここまで混乱をさせている現状に対して、市長自身の責任を認め、深く反省をすべきであります。

そもそも尾又市長は、一昨年の市長選挙において4期目に当選をして以来、市議会においても、また市民の前でも殊さら東大和市の決算の状況が黒字であることを強調し続けながら、本年3月に突然一般会計からの繰り出しが厳しくなったとして、国保税を19%も引き上げる改定案を提案したことは、全く自己矛盾の不誠実な対応でありました。なぜ市長が殊さら黒字決算を強調して訴える必要があったのか。それは市長選挙における対立候補が、東大和市が夕張市のように財政破綻をするかもしれないと市民の不安をあおる情報を流し、選挙戦を展開したからであると思われまふ。ではなぜ夕張市が財政破綻したのか。それは夕張炭鉱の閉山に伴う多額の地方債の発行と採算の合わない観光開発事業などに莫大な投資を行い、それらの膨らんだ債務を隠すために不正な会計操作を行ったなど特殊な事情がありました。そして結果的に財政再建団体に陥ったのは、標準財政規模の8倍を超える353億円の累積債務を抱え、結果として市町村の財政破綻の基準となる標準財政規模の20%を大きく超える16億5,000万円の赤字額を計上したからであります。つまり尾又市長は、当市においても一般会計において標準財政規模の20%を超える赤字を出さなければ財政再建団体にはならないという理屈で、当市の黒字決算の状況を殊さら強調してきたのでありまふ。しかしそれは余りにも短絡的な発想であり、市長選挙の議論をずっと引きずったまま今日にきています。市政運営についてすべての責任を負うべき市長としては、まことに無責任な態度であると言わざるを得ない。

当市の財政状況を見れば、決算が黒字であったとしても、財政調整基金などの取り崩しによって黒字を維持してきた平成14年度以降、財調などの積立金の取り崩しを差し引いた実質単年度収支が赤字であることは、予算、決算を審査してきている議員であれば皆様御存じのとおりであります。であるならば市長がとるべき道は、黒字決算を殊さら強調して歩くことではなく、積立金が枯渇してきている今日においては、積立金に頼ることなく毎年の歳入に応じた歳出予算を組んでいくとの方針をしっかりと打ち出し、市民の皆様に対してそのための具体的な方策について説明をすべきであります。

歳出に見合う歳入の確保が見込めないのであれば、個別の事業をすべて見直し、事業の凍結や廃止に踏み込まざるを得ません。また歳出の大きなウエートを占める職員人件費についても抑制せざるを得ないでありまふ。さきに発表された元気な東大和再生プランでは、これらの点において一定の考え方が示されておりますが、まだまだ本気になって財調に頼らない行財政運営に取り組むとの気概は感じられません。ハミングホールの指定管理者制度の導入によって、年間6,000万円もの経費節減が見込めることが明らかになっております。たった一つの施設を行政の直営から民間に管理運営をお願いすることだけで、これだけの財源効果が見込めるのであれば、市役所本庁舎、学校施設以外のすべての公共施設について民間活力を導入するくらいの大胆な対策をとるべきではないのか。また建設管理運営に多額の財源を必要とする総合福祉センターについても、一たん凍結に踏み切らざるを得ないのではないのか、そして市長自身の説明責任の問題、行財政運営の見通しの甘さについて率直に反省し、責任のとり方についてもきちんと市民に対して説明をすべきであります。

一方議員の皆様にも申し上げたい。本当にこのまま国保税改定問題を尾又市長1人の責任に押しつけ、今議会における改定を見送ってしまってもよいのかどうか、もう一度考えていただきたいのであります。言うまでもなく、国保会計は一般会計からの多額の繰入金によって制度が維持をされているわけでありまふ。平成14年度から昨年までの一般会計から国保会計への赤字繰り入れの額の平均は6億4,000万円でありまふ。国保の保険税も税金ですが、一般会計からの繰入金も結局は市民の皆様が税金が財源であります。本来一般会計で行わなければならない学校校舎の老朽化に対応した施設改善や耐震工事、公共施設の改修や道路のバリアフリー化などのおくれに対して、一般会計における財源の確保をどのように考えるべきでありまふか。

多摩26市の状況を見れば、各市とも二、三年に一度の定期的な国保税の見直しを行い、何らかの増額改定を行っております。稲城市や昭島市などは昨年10%以上の増額改定を行っております。それはとりもなおさず保険制度のあり方として、保障に見合う一定の御負担を国保加入者をお願いしなければ保険制度は成り立たないからであります。例えば元日本共産党所属の市議会議員で、今も共産党員であることを公言している狛江市の矢野市長は、市長に就任して以来、一貫して国保税の値上げを行ってきております。平成14年には16%、そしてさらに平成17年には17%もの増額改定を行っております。その結果、平成18年度決算では狛江市の1人当たりの保険税が多摩26市中最高額となっております。また当市においては国保税値上げ反対を主張されている日本共産党の皆さんも、狛江市議会においては堂々と国保税値上げに賛成の討論を行っております。狛江市の財政状況を冷静に分析すれば、国保税改定もやむを得ないと判断をされているのであります。

私がここで申し上げたいことは、市長の政治姿勢を評価する、または評価しないということで何でも賛成、もしくは何でも反対ということで議員の務めが、また議会の責任が果たせるかどうかということでもあります。議案の中身について、市財政に責任を負う議員として冷静な判断をすべきであります。原案に対する修正案では、均等割の額を2万1,000円に引き下げて、平等割の額を1万5,000円に引き上げることで2人世帯以上の負担を軽減する案となっております。さらに原案で懸念される4人以上の多人数世帯の負担増の問題に対して、条例に附則を加え2年間にわたって多人数世帯の軽減制度を設けることで、原案における問題点を修正しております。その上で今回の制度改正の根幹をなしている応能割と応益割の割合を50対50に近づける東久留米方式の原則は維持しており、原案と同じく国や東京都から約1億1,700万円もの補助金などの交付を見込んでおり、保険税の総額は原案よりも約400万円の減額がなされております。このように修正案は原案の制度改正の根幹を維持した上で、市民負担に対してよりきめの細かい対応を考えた案となっていることは明らかであります。

一方市財政の状況に目を移してみれば、さきの補正予算審議において、今年度の法人市民税が約4億円減額されたことは皆様御存じのとおりであります。さらには今年度の最終的な国保会計の決算がどうなるか、全く不透明な状況であります。さらに来年度景気の低迷から歳入の根幹をなす市民税が大幅な減額になることは想像にかたくありません。今回国保税改定を行えば、2億円以上の一般会計からの繰入金の減額を見込むことができるわけであります。このことはすなわち、一般会計における市民サービスの水準の維持、向上に大きな貢献をなすものであります。

さらに今回当市が行おうとしている応能応益割合の見直しによって、国や東京都からの補助金の獲得を目指す制度改正は、多摩地域では平成16年度に東久留米市が初めて導入をしましたが、その結果、平成18年度決算においては、多摩26市と比較すると東久留米市は1人当たりの保険税負担が最も低いレベルであるにもかかわらず、一般会計からの繰入金の額も最も低い水準で維持ができていることは、当市の市民部が作成した資料からも明らかであります。このように東久留米方式と言われる制度改正は、数年たてば現在の方式よりも大きな財政上の成果があらわれることは既に証明をされております。だからこそ今年度、東村山市や西東京市が、当市と同様に応能応益割の負担割合の見直しを根幹とした制度改正を導入しようとしているわけであります。このように明らかに一般会計の財政運営にも実績を上げることができる制度改正を、今議会においてみすみすやり過ぎていいのか、市財政の悪化のツケを負わされるのは尾又市長1人ではなく、結局は市民お一人お一人にその影響が及ばざるを得ないのであります。経常収支比率が限りなく100%に迫っている当市の財政状況においては、2億円の財源確保ができるかどうかでどれだけ影響があるのか、少しでも財政に明るい議員であればだれでも理解できるはずであります。

議会の議論の中でも、市長が8年間市民負担を求めたくなかったとの理由で国保税を改定しなかったとの説明に対して、見通しが甘かったのではないか、また市長の見通しの甘さのツケを一方的に市民に負わせるのかとの批判がありました。この批判は非常にもっともな批判であります。であるならば、今回の改定を見送るとの判断を議会が行えば、市民からは市長に対する批判と全く同じ批判を議会も浴びざるを得ません。なぜならば国保税の見直しを先送りすればするほど市財政に与える影響が大きくなり、結果的にはそのツケは市民生活に及ぼざるを得ないからであります。

最後にもう一度申し上げます。市長提案の原案には、市長の政治姿勢に対する批判、説明責任の欠如の上から反対をすべきであります。しかしこれまで述べたきたように、修正案については単なる市長の政治姿勢に対する評価ではなく、一般会計と国保会計のあり方を冷静に分析し、将来の市民負担の増加を未然に防ぐためには、原案からさらに被保険者の税負担に配慮した修正案に賛成すべきであると強く申し上げ、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第74号議案 東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第76号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案につきましては、まず修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

原案を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本案は否決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

20第18号陳情 国民健康保険税の税率改定に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

日程第 7 第84号議案 市道路線の廃止について

日程第 8 第85号議案 市道路線の一部廃止について

日程第 9 第86号議案 市道路線の廃止について

日程第10 20第17号陳情 大和通り（青梅街道）の大雨、集中豪雨のたびの道路冠水及び家屋浸水の防止と、排水対策の推進に関する陳情

日程第11 20第19号陳情 不況から地元中小業者の窮状の打開へ向けた緊急の取組みを求める陳情

日程第12 20第20号陳情 市議会が採択した陳情の内容について市当局は真摯に受け止め、責任ある対応をすることを求める陳情

○議長（佐村明美君） 日程第7 第84号議案 市道路線の廃止について、日程第8 第85号議案 市道路線の一部廃止について、日程第9 第86号議案 市道路線の廃止について、日程第10 20第17号陳情 大和通り（青梅街道）の大雨、集中豪雨のたびの道路冠水及び家屋浸水の防止と、排水対策の推進に関する陳情、日程第11 20第19号陳情 不況から地元中小業者の窮状の打開へ向けた緊急の取組みを求める陳情、日程第12 20第20号陳情 市議会が採択した陳情の内容について市当局は真摯に受け止め、責任ある対応をすることを求める陳情、以上議案3件、陳情3件を一括議題に供します。

以上6件につきましては、建設環境委員会委員長、関田 貢議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 関田 貢君 登壇]

○13番（関田 貢君） ただいま議題に供されました第84号議案 市道路線の廃止についてから、20第20号陳情までの議案3件、陳情3件につきまして、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は去る12月10日、説明員に副市長ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

まず第84号議案 市道路線の廃止について、第85号議案 市道路線の一部廃止について、第86号議案 市道路線の廃止について、以上3件を一括議題に供し、現地視察後、第85号議案と第86号議案を一括議題として直ちに質疑に入りました。

質疑と説明の内容について御報告いたします。

今回廃止される市道路線と外周道路は同等面積の交換かに対しては、同面積の交換となる。残りの外周道路は東京都から寄附される計画であるとの説明がありました。

質疑、討論を終了し、第84号議案 市道路線の廃止について及び第85号議案 市道路線の一部廃止について

は、いずれも原案どおり可決と決しました。

次に、第86号議案を議題に供し、質疑を行いました。

質疑の主な内容ですが、宅地開発される中の市道路線の廃止だが、新たにできる道路は認定外道路との説明があった。その理由をとの質疑に対し、建築基準法、都市計画法で合法的に築造された道路だが、行きどまりのため道路法の認定基準に合わないものを認定外道路として扱い、市のほうで管理するとの説明がありました。

質疑、討論を終了し、第86号議案 市道路線の廃止については原案どおり可決と決しました。

次に、20第17号陳情 大和通り（青梅街道）の大雨、集中豪雨のたびの道路冠水及び家屋浸水の防止と、排水対策の推進に関する陳情を議題に供し、直ちに質疑を行いました。

質疑と説明の主な内容を御報告いたします。

今すぐにもできる対策と抜本的な対策及び東京都への要請については、早速、仲原排水管の清掃に取りかかる。また中長期的には周辺の地下貯留あるいは地下浸透施設等の検討、公共下水道の雨水の設備計画などが抜本的には必要である。東京都へは、双方で協議しながら暫定的でもいいから対策が講じられないかと早速申し入れをした。また水かさが増して車が通るときの波による二次的な被害については、地元商店会から詳しい資料をいただいているので、議会終了次第、警察のほうに行くとの説明がありました。

次に、空堀川と新河岸川の整備状況については、空堀川の50ミリ雨量対応の整備は行っているが、下流の新河岸川の整備がおくれているため、30ミリ対応しかできないというのが現状である。また道路に降った雨水は、設計上、排水管関係は50ミリ対応であるとの説明に対しては、道路だけが50ミリで川が30ミリだと抜本的な対策にはならないとの指摘については、新河岸川の問題もあるが、できる限り機会をとらえて東京都のほうに推進をお願いしていく考えであるとの説明がありました。

次に、青梅街道の雨水処理を東京都はどう考えているのか、都道で受けとめなければ、都道の水が全部商店に入ってしまう。東京都の責任として協議を進めるべきではないか。また大和通りに近い26号線の雨水管から高木橋に持っていけば大分違うのではないか。この地域と新堀地域は空堀川とのレベルはどうなっているのかとの質問に対して、東大和市は公共下水道事業を分流でやっているの、雨水管の埋設等が抜本的な対策の一つだが、大きな事業なので早急に取り組むことは難しい。また他市からの合流という問題もあるので、東京都に流域下水道として対応してもらえないかと再三要望している。貯留管とか浸透ますの暫定的な措置についても話している。26号線の排水管は交差点部分から高木橋、空堀に流れる系統になっている。また空堀川との地盤差については、大和通り付近のほうが若干高いと考えている。

次に、東京都に対してはもう昭和62年からこういう状況にあるということで請願も出ているが、抜本的に解決されていない。厳しい経済状況の下で、この被害たるものは甚大だ。市はしっかりとした対策に取り組むべきではないかに対しては、新河岸川整備にまだまだ時間がかかるが、当面浸透ますなどの設置を東京都に強く要請するとの説明がありました。

次に、市と東京都は市民の声を聞く場を設けていただきたい。具体的には土のうとか防水板を、資料を見ると65%の人が持っていない。地域の方たちは雨に対してはすごく不安を抱えている。抜本的な改善の前に何が考えられるかについては、市が備える土のうについては用意してあるとのPRはできている。東京都あるいは市の方策が具体的になってきたら工事のお知らせを行う。浸水被害のアンケートで一番多かったのは、南街通りの一時的な通行どめが実施できなかったとある。警察ときちんと話し合ってもらいたいとの意見については、警察には現状を強く訴え、今後の方策について早急に話を行うとの説明がありました。

以上で質疑を終了し、討論を終了、採決の結果、20第17号陳情 大和通り（青梅街道）の大雨、集中豪雨の
たびの道路冠水及び家屋浸水の防止と、排水対策の推進に関する陳情は、採択と決しました。

次に、20第19号陳情 不況から地元中小業者の窮状の打開へ向けた緊急の取組みを求める陳情を議題に供し
ました。

質疑の主な内容を御報告いたします。

東大和市では不況対策として緊急経済対策を打ち出したが、その内容の説明と現在の住宅・店舗リフォーム
助成の工事総額は幾らかに対しては、不況対策特別運転資金は来年1月5日から3月31日まで申し込みをされ
て、信用保証協会の保証承諾が得られて融資された方を対象にして、3年間支払う利息を従来の70%無利子に
する内容で、償還期限は5年間である。住宅・店舗リフォームについては、この4年間では2,000万円ほどの
補助金額となる。工事金額は5億2,700万円に上り、約25倍なので費用対効果はあった。

次に、陳情項目にある公共事業とか施設改良工事の前倒し発注はできるのか、また住宅・店舗リフォーム助
成制度の改善として増改築への範囲を広げることにはできるのかとの質疑に、市の契約事務をできる限り短縮し
て早く発注できるようには努力する。また住宅リフォームの増改築となると工事費がかかる。現在は補助金額
を10万円限度としているので、経済対策として効果が高いところなので、今ある制度をできるだけ活用してい
ただき事業量の拡大を図りたいとの説明がありました。

次に、国の制度として10月31日から緊急保証制度がスタートしている。市内の業者で対象とならない業種が
あるのか。どの程度利用しているのか、貸し渋りなどの状況はどうかに対して、対象にならない業種は、国の
対策としては原油高とか仕入れ価格、これが転嫁できない業種に限定されるが、現在698業種が対象である。
利用状況は、市町村の認定を受ける必要があるので、156件把握している。貸し渋りについては、金融機関と
打ち合わせ会議を行っている。これまでもないと思うが、東大和市の発展に協力していただきたいと要請して
いる。また国の保証制度や都制度で保証料を免除する制度もあるので、金融機関も一緒にもっと宣伝すること
が求められているのではないかに対しては、市の緊急経済対策とあわせて国の制度についてもPRするよう考
えている。金融機関においても、市内事業者の手伝いをしようという体制にあると認識している。国、都、市、
あわせてすべてPRしていきたいとの説明があり、質疑、討論を終了して、採決の結果、20第19号陳情 不況
から地元中小業者の窮状の打開へ向けた緊急の取組みを求める陳情を採択と決しました。

次に、20第20号陳情 市議会が採択した陳情の内容について市当局は真摯に受け止め、責任ある対応をする
ことを求める陳情、本陳情を議題に供しました。

質疑の主な内容について御報告いたします。

まず陳情の中に、大気汚染の調査は納得がいく成果が期待できないと明記しているが、汚染物質の種類とか
対応できているのかとの質問に対しては、大気調査の種類はエコプラザ多摩で行った同様の調査である。また
大気測定調査は終わったのか、調査結果に対する第三者評価はどうされるのかについては、11月18日、19日に
調査を実施した。12月19日に報告書が出る。第三者評価だが、契約担当課のほうで契約したところである。調
査報告書の公表と市民説明は、なるべく早い時期に公表できるように考えているとの説明がありました。

次に、6月の陳情が採択されて以降、市は何をしたか、また市町村のほうに何か要請したかについては、3
市共同資源化事業を進める組合には当然報告した。組合では11月18日に組合議会を開催して同様の陳情を審議
して、現在特別委員会で継続扱いになっている。また6月の陳情採択以降、地域住民に何をしてきたかについ
ては、具体的な説明はしていないとの説明がありました。

次に、小・村・大の懇談会の結論が出るのはいつか、その報告と審議は組合議会ではどうするのか、また陳情については特別委員会で審議しているが、議会での審議はいつするのかについては、懇談会は1月末から2月にかけて終わると聞いている。陳情については、2月の定例会後に特別委員会を開催すると聞いているとの説明があり、懇談会の意見集約のスケジュールは聞いていないとの話がありました。

次に、陳情理由の中に、大気汚染調査は納得がいく成果が期待できないと書いてあるが、これは議会で補正予算としたものである。実際の予算算出はどうだったのかに対しては、大気環境等測定に関しては、先進市の状況を踏まえた中で試算をして、入札経過の中でこの金額に落ちたとの説明がありました。

次に、陳情の趣旨は6月の議会で採択した項目を、市が責任を持って実行するよう強く要請してくださいという内容だ。地域住民に市は具体的に説明していく姿勢はあるのかについては、陳情趣旨と市の立場を踏まえた中で説明していきたいとの説明があった後、質疑終了、討論を省略して、趣旨採択されたいとの動議が出され、採決の結果、20第20号陳情 市議会が採択した陳情の内容について市当局は真摯に受け止め、責任ある対応をすることを求める陳情は、趣旨採択と決しました。

以上で、建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

済みません、訂正申し上げます。

「次に、6月の陳情を採択されて以降、市は何をしたか、また小・村・大のほうに何か要請したかについては、3市共同資源化事業を進める組合には当然報告しました。」

以上です。済みませんでした。

○議長（佐村明美君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 関田 貢君 降壇〕

○議長（佐村明美君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時46分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第84号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第85号議案 市道路線の一部廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

第86号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第17号陳情 大和通り（青梅街道）の大雨、集中豪雨のたびの道路冠水及び家屋浸水の防止と、排水対策の推進に関する陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第19号陳情 不況から地元中小業者の窮状の打開へ向けた緊急の取組みを求める陳情、本件を委員長報告のとおり採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を採択と決します。

○議長（佐村明美君） 採決いたします。

20第20号陳情 市議会が採択した陳情の内容について市当局は真摯に受け止め、責任ある対応をすることを求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第13 議第12号議案 医師不足対策に関する意見書

○議長（佐村明美君） 日程第13 議第12号議案 医師不足対策に関する意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては議員全員による提出でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略

し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第12号議案 医師不足対策に関する意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第14 議第13号議案 国民健康保険制度の安定的な運営を求める決議

○議長（佐村明美君） 日程第14 議第13号議案 国民健康保険制度の安定的な運営を求める決議、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔18番 中間建二君 登壇〕

○18番（中間建二君） 国民健康保険制度の安定的な運営を求める決議の提案理由の説明を申し上げます。

本年3月以降、今議会に至るまで国民健康保険制度のあり方は当市におきましては大変に大きな課題となっております。ここで議会として一定の考え方を示すべきという趣旨から、本決議案については自由民主党、新政会、民主党、政策の会、そして私ども公明党会派所属の全議員が署名をし、提案をさせていただいております。

決議案を朗読させていただきます。

国民健康保険制度の安定的な運営を求める決議。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度を担保し、定年退職後の高齢者、自営業者等が安心して医療を受けられることを保障するための重要なセーフティーネットの機能を有しており、この制度を守ることは、国、都と連携を図りながら、市が責任を持って対応すべきことである。

ところが、本年3月、東大和市においては、一般会計の財政事情から国保会計への繰出しが厳しくなったとして、突然、保険税を平均19%もの大幅な増額をさせる案を市議会に提案し、これまでの市財政の見通しの甘さのツケを一方的に国保加入者に押し付けようとした。

国保加入者や市民と真摯に向き合い、十分な説明責任を果たすことなく、このような強硬な手法をとった尾又市長に対して、率直に誤りを認め根本的な反省を求めるものである。

一方、平成14年度以降の一般会計から国保会計への繰出金の増額傾向は、一般会計の運営を圧迫し、市の政策的経費が減少している大きな要因ともなっている。

国民健康保険制度を維持し、保険加入者の保険料負担を抑制するためには、一定の財源を一般会計から補填する必要性は当然あるものの、市が保険者としての責任を果たし、公平性を確保するための滞納者対策や補助金の確保など、制度を守るための最大限の努力を行った上で、加入者に対して保障に見合う一定の保険料負担を求めることは止むを得ないものとする。

よって、一般会計から国保会計への繰出金の抑制を図ることは、市財政及び市民生活を守るためには避けて通れない課題であるが、その大前提として、来年度の予算編成においては一般会計のあり方を抜本的に見直し、目に見える形で歳出削減の努力を行うべきである。その上で、中長期を見通した安定した行財政運営を行うとともに、国民健康保険制度のセーフティーネット機能を守り、国保加入者が安心して医療を受けられるよう、

一般会計からの一定の繰出金の確保を図りながら、制度の安定的な運営に最大限の努力を行うことを強く求めるものである。

以上、決議する。

というものでございます。

皆様の御賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 西川洋一君 登壇〕

○2番（西川洋一君） 日本共産党の西川洋一です。ただいま議題になりました国民健康保険制度の安定的な運営を求める決議に反対の討論を行います。

国民健康保険制度は市が保険者にはなっておりますけれど、国が定めたものです。この国民健康保険に加入している被保険者の多数は低所得者です。このことから国保財政の脆弱性、つまり保険基盤が安定していない、このことはこの制度が発足した当初より指摘されてきたものでした。国はこうした指摘に対して、そういう折には国からの適切な補助を行う、こういう約束もあったものです。

ところが、国が年々国保財政に対する補助金を削減してきたこともまた一層国民健康保険制度の運営を困難にして、全国各地の地方自治体は一般財源から繰り入れざるを得ない、そういう状況に追い込まれてきました。この国の国民健康保険制度のこの根本に対してきちんと対策を立てなければ、いつまでたっても財政困難から市民に負担増をお願いする、そういう結論しか出てまいりません。つまり国との関係で、この制度もきちんと考えなければならないのに、この決議では国保財政の困難になっている最大の原因に対して何ら指摘しておりません。

また、今回東大和市の国保税の値上げについては、一般会計の財政運営が困難になったからと繰入金を大幅に削減したことに問題があります。ところで、一般会計が特に困難になってきたことには、この間自民・公明政権が行った三位一体改革、構造改革が大きく影響しております。この三位一体改革が市に影響を及ぼし始めたころと符合して、市の一般財源が大変困難になり、財政調整基金から投入をしなければ一般会計が保持できなかった、そういうことと符合をしております。ですから、国の施策が国保財政の問題では二重に影響していると指摘せざるを得ません。

ところで、同時にその悪影響が出るということは、その三位一体改革の計画が出たところから既に予測され、各市はそれに対する対応策もいろいろ考えておりました。今日に至るまでの期間、尾又市政がそれに対応する期間は十分にあったはずですが、市の対策に対してはおくれを批判せざるを得ません。

大きな問題のもう一つは、決議では加入者に対して一定の保険料負担を求めることはやむを得ないとしております。しかし既に被保険者は一定の保険税を負担しているどころか、大きな保険税負担をしているのです。私のところにも、いわゆる保守系と言われる地主さんから、これ以上値上げはとんでもない、何とかしてくれというふうに訴えられております。この決議では、さらにこの上市民に負担を負わせようというものになっております。

2回にわたって出された市長の国保税値上げの提案は否決されました。これに対する修正案も否決されました。この決議は、値上げを要求するものとなります。こういう決議に対しては私は反対です。ぜひ皆さんが反対の態度をとるように訴えたいと思います。

[2 番 西川洋一君 降壇]

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第13号議案 国民健康保険制度の安定的な運営を求める決議、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第15 議第14号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例

○議長（佐村明美君） 日程第15 議第14号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

本案につきましては、議会運営委員会の委員全員による提出でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第14号議案 東大和市議会委員会条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第16 議第15号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（佐村明美君） 日程第16 議第15号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を議題に

供します。

本案につきましては、議会運営委員会の委員全員による提出でありますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第15号議案 東大和市議会会議規則の一部を改正する規則、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第17 議員派遣について

○議長（佐村明美君） 日程第17 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第155条の規定により、お手元に配付してあります議員派遣についてのおおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

〔「議長、動議」と呼ぶ者あり〕

○18番（中間建二君） この際、次のとおり特別委員会設置の動議を提出いたします。

地方自治法第110条及び東大和市議会委員会条例第6条の規定に基づき、下記のとおり特別委員会を設置するものであります。

委員会の名称は、市財政の状況に関する調査特別委員会、委員の定数は8名、調査事項につきましては市財政の状況に関する事項といたします。

議会は、この市財政の状況に関する事項につきまして、調査事項を上記の特別委員会に付託するものとするものであります。

また調査期限につきましては、この調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができるものとするものであります。

以上のとおり特別委員会設置の動議を提出いたします。

○議長（佐村明美君） ただいま中間建二議員から特別委員会設置の動議が提出されました。

動議の成立には、会議規則第15条の規定により動議提出者のほかに2人以上の賛成者が必要であります。

ここで賛成者の所定数の確認をいたします。

中間建二議員の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐村明美君） 起立所定数以上。

よって、本動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3時 5分 休憩

午後 3時22分 開議

○議長（佐村明美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議会運営委員会が開催されましたので、ここで議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

[議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 先ほど議会運営委員会が開催されましたので、内容等について御報告を申し上げます。

先ほど動議が成立をいたしましたので、市財政に関する調査特別委員会設置の件につきましては、直ちに議事日程に追加することといたしました。

以上でございます。

[議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇]

○議長（佐村明美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○議長（佐村明美君） ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、市財政の状況に関する調査特別委員会設置の件を追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

議事日程第7号追加の1 市財政の状況に関する調査特別委員会設置の件

○議長（佐村明美君） 議事日程第7号追加の1 市財政の状況に関する調査特別委員会設置の件を議題に供します。

動議提出者の説明を求めます。

[18番 中間建二君 登壇]

○18番（中間建二君） 今議会におきまして、国保会計のあり方も含め、一般会計のあり方についても多くの市民から市の財政状況についての不明な点、またこれらの点について陳情等で多くの声が寄せられているところでございます。

この際議会として、市財政の状況に関する調査特別委員会を設置をし、議会独自で市財政の状況、またあり方について協議を深めるべく特別委員会の設置を提案するものであります。

改めて申し上げます。

委員会の名称につきましては、市財政の状況に関する調査特別委員会、委員の定数は8名、調査事項につき

ましては、市財政の状況に関する事項とするものであります。

皆様の御賛同を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐村明美君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔18番 中間建二君 降壇〕

○議長（佐村明美君） お諮りいたします。

本件は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐村明美君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

市財政の状況に関する調査特別委員会設置の件、本件を可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐村明美君） 起立多数。

よって、市財政の状況に関する調査特別委員会設置の件は可決されました。

○議長（佐村明美君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成20年第4回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時26分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 村 明 美

副 議 長 石 川 庄 太 郎

署 名 議 員 吉 野 孝

署 名 議 員 関 田 貢